

# 令和9 年度 放課後児童クラブ児童募集要項

**書類配布：** 令和8年9月14日（月） より各児童クラブにて配布  
※役場こどもみらい課窓口または村HPからダウンロードでも取得可能です。

|       |                |           |               |
|-------|----------------|-----------|---------------|
| 施設見学： | 宜野座キッズクラブ      | 9/14～9/18 | 13:00～18:00まで |
|       | 惣慶区子ども園        | 9/1～9/11  | 13:00～17:00まで |
|       | 漢那区ハッピーニコニコクラブ | 9/14～随時   | 14:00～17:00まで |
|       | こちやスマイルクラブ     | 9/1～9/30  | 14:00～17:00まで |

※詳細は各クラブへお問い合わせください。

**受付期間：** 令和8年10月1日（木）～ 10月30日（金） ※厳守※

**受付場所：** 入所希望の児童クラブ（※ 1クラブに限る）

## 放課後児童クラブ(学童)とは

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に通う子どもの保護者が労働等により、昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るものです。

## 放課後児童クラブ(学童)の役割

○ 子どもたちが“安全で安心してゆったりと過ごせるところ” “楽しみに帰ってこれるところ” “本当の自分でいられる” そんな心地よい『家』のような居場所です。

○ 子どもたちの成長と発達を支えるだけでなく、保護者が安心して働き続けられるよう、学校や保護者、また保護者同士も連携をとりあうことで「地域で見守る子育て」の輪も広がります。

## 対象児童

次のすべての条件に該当する児童は入所申込みができます。

- ① 村内に住所を有し、村内の小学校に通う児童（1年生～6年生）
- ② 就労や疾病、その他の理由により、保護者が昼間家庭にいない児童



## 保育料及びおやつ代等

各児童クラブの運営内容により料金が設定が異なるため、直接クラブへお問い合わせください。

《内訳：保育料は人件費や運営費等、おやつ代等はおやつ代や行事費に充てられます》

## 入所選考

- ・各児童クラブにおいて、入所基準に沿った審査を行い入所調整します。受け入れ状況や詳細については、直接各児童クラブへお問合せ下さい。
- ・お申し込みが定員を超える場合は、待機となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・定員枠に空きが出るまで待機される方は、改めて待機児童の登録が必要です。
- ・原則、受け入れ校区への申し込みになります。